

建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定

狭山市告示第 262 号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第7条の3第1項第2号及び第6項の規定により、特定工程及び特定工程後の工程を次のとおり指定し、平成21年1月1日より施行する。

平成20年11月28日

狭山市長 仲川幸成

- 1 中間検査を行う区域
狭山市全域
- 2 中間検査を行う期間
この告示の施行の日（以下「施行日」という。）から3年間
- 3 中間検査を行う建築物の構造、用途及び規模
一の建築物における新築又は改築に係る部分が、次に掲げる構造、用途及び規模のものとする。
 - イ 主要構造部の全部又は一部を木造とした住宅又は共同住宅で、地階を除く階数が3以上のもの（住宅又は共同住宅で、住宅又は共同住宅以外の用途を兼ねる建築物を含む。）
 - ロ 鉄骨造の建築物又は床及びはりに鉄筋を配置する工事を含むもので、地階を除く階数が5以上のもの
- 4 指定する特定工程
次のとおりとする。
 - イ 前号イに掲げるものにあつては、屋根工事
 - ロ 前号ロに掲げるものにあつては、基礎の配筋工事
 - ハ 前号ロに掲げるもののうち、鉄骨造の建築物にあつては、1階の建て方工事
 - ニ 前号ロに掲げるもののうち、床及びはりに鉄筋を配置する工事を含むものにあつては、2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事（当該鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、2階の床及びこれを支持するはりの取付工事。なお、建築基準法第7条の3第1項第1号に規定する工程に係る工事を除く）
- 5 指定する特定工程後の工程
次のとおりとする。
 - イ 前号イに掲げるものにあつては、壁の外装工事及び内装工事（工事の施工上やむを得ない部位の工事を除く。）
 - ロ 前号ロに掲げるものにあつては、基礎コンクリートの打設工事
 - ハ 前号ハに掲げるものにあつては、耐火被覆工事その他鉄骨部分を覆う工事
 - ニ 前号ニに掲げるものにあつては、2階の床及びこれを支持するはりに配

置された鉄筋をコンクリートその他これに類するもので覆う工事（2階の床及びこれを支持するはりに鉄筋を配置する工事を現場で行わないものは、直上階の柱又は壁の取付工事）

6 対象となる建築物

施行日以後に法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出する建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出する建築物及び法第18条第2項に規定する計画を通知する建築物

7 経過措置

平成18年1月1日から施行日の前日までに法第6条第1項の規定により確認の申請書を提出した建築物、法第6条の2第1項に規定する確認を受けるための書類を提出した建築物及び平成19年6月20日から施行日の前日までに法第18条第2項に規定する計画を通知した建築物で、平成17年狭山市告示第272号（建築基準法による中間検査に係る特定工程等の指定）による中間検査の対象となるものであり、かつ、当該中間検査を受けていないものについては、なお従前の例による。